

糸魚川市駅北大火による被害を受けられた方へ

(糸魚川税務署・糸魚川市からのお知らせ)

糸魚川市駅北大火により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この火災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成28年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。

被害を受けられた皆様を対象に、雑損控除等の申告相談を次のとおり開催いたします。

なお、既に平成28年分所得税の確定申告書を提出され、雑損控除等の適用をお受けになられている方は、改めて申告を行う必要はありません。(所得税の確定申告書を提出された方で雑損控除等の適用をお受けになっていない方は、糸魚川税務署 調査部門(所得担当)にご相談ください。)

雑損控除等の申告相談のご案内

事前予約をいただいたうえ、個別に対応させていただきます。

まずは、下記電話番号にお電話ください

日 程	平成29年4月10日(月)から4月26日(水) ※ 土・日曜日は除きます。 ※ 上記日程でご都合が悪い場合はお問合わせください。
受付時間	午前9時から午後4時まで(相談には概ね1時間程度かかります。)
会 場	糸魚川税務署(所在地:糸魚川市東寺町1丁目3番40号)
電話番号	025-552-0382(糸魚川税務署 調査部門 直通) ※ 電話は午前8時30分から午後5時まで受け付けています。(土日・祝日を除きます。)

申告相談にお越しになる際は、次の書類をお持ちください。

○ 被害金額を計算するための書類

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
- ② 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
- ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
- ④ 被害を受けたことにより支払われた保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
- ⑤ 糸魚川市から「被災証明書」又は「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書

○ 確定申告書を作成するための書類

源泉徴収票、青色申告決算書又は収支内訳書など、確定申告書を作成するために必要な書類。

※ ご不明な点等は糸魚川税務署 調査部門(所得担当)までお問い合わせください。

